

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「グローバル化と法」分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本も他の主要国と同様に、グローバル化を推進してその成果を享受しつつ、その負の側面にも対処するため、国際条約および国内法の整備を進めてきている。貿易や投資の自由化およびタックス・ヘイブンや各種の国際犯罪への対処はその典型である。日本法の真の国際化をどう進めるか、そのための環境整備(法学のあり方を含む)はどうあるべきかについて明確かつ具体的な指針を示すことは、法学徒の重要な任務である。また、グローバル化の負の側面についても、その内容を正確に把握した上で、法的な対応のあり方を検討する必要がある。さらに法学分野での重要な国際貢献である法整備支援のあり方も検討する。
4	審議事項	グローバル化が進行する将来における日本法および日本の法学のあり方並びにそのために必要な施策
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上24期からの継続